

更ニ同時ニ此ノ制度ノ下ニハ職長ハ幾部ノ歩ヲ擦リ  
ワラハ之ニ対シ辭職シ勸告スルコト  
ヲ說明シ原案通りヲ決  
九、犠牲者家族慰問件

(提案者牙三工場)

労働運動ハ旭日昇天ノ勢ヲ以テ進ミワリ然レモ今  
激会ニ於テハ治安維持法ナルモノカ逐進シ將來ノ運動  
ノ圧迫セントス今後ノ運動ニ危険ヲ伴ヒ犠牲者ハ多  
クナルコトヲ予想シ家族ニ対スル慰安方法トシテ吾人組合  
ニ於テ其ノ方法ヲ講スルハ当然ナル事ト信スルコト故ニ今期晚  
會ニ於テハ是非共賛同アラシコトヲ望ム  
ト説明シ犠牲者ヲ出シ免場合ハ一人五米宛ノ金額ヲ支  
出スルコトニ決

十、茶話会費用収ノ件

今後ノ茶話会ニハ労働運動ニ接アハ爾士ヲ招聘シテ  
有意義ニ開催シ其ノ費用トシテ一人五米宛徴收スルコト  
ヲ望ム

リ説明シタルカ否決トナル

十一、尾崎聯合会独立ノ件

(提案者幹部負)

組織アル組合ヲ作ルニハ大阪聯合ト分離シテ(尾崎聯合  
会ト名称ヲ附シ居ルモ実費ニ於テハ大阪聯合会ノ支配下ナリ  
由着充實ヲ圖リ本来ノ目的ニ向フテ自ら進マホナラヌ  
ト説明シ原案通りヲ決

十二、規約訂正ノ件

原案通りヲ決 (別紙)